



静岡県袋井土木事務所 企画検査課

TEL 0538-42-3216

▶ 第18回遠州灘沿岸侵食対策検討委員会が開催されます



遠州灘海岸の現状と課題を明らかにし、今後の侵食対策につ いて検討するため、学識経験者等で構成する侵食対策検討委 員会を定期的に開催しています。

第18回の委員会を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望さ れる方は3月12日(木)までに問合せ先あてにご連絡ください。

【第18回委員会の概要】

日時: 平成27年3月13日(金) 14時~16時30分

会場: 県浜松総合庁舎7階702会議室(浜松市中区中央1-12-1)

議題: 平成26年度のモニタリング結果

浜松篠原海岸の養浜計画

福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスモニタリング ほか

【問合せ先】

袋井土木事務所企画検査課

電話:0538-42-3216

Eメール: fukudo-kikakukensa@pref.shizuoka.lg.jp



遠州灘海岸(磐田市~御前崎市:40.4Km)



遠州灘沿岸侵食対策検討委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、委員会当日、会場で受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議当日は受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 会場の制約上、入室いただけない場合があります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。